

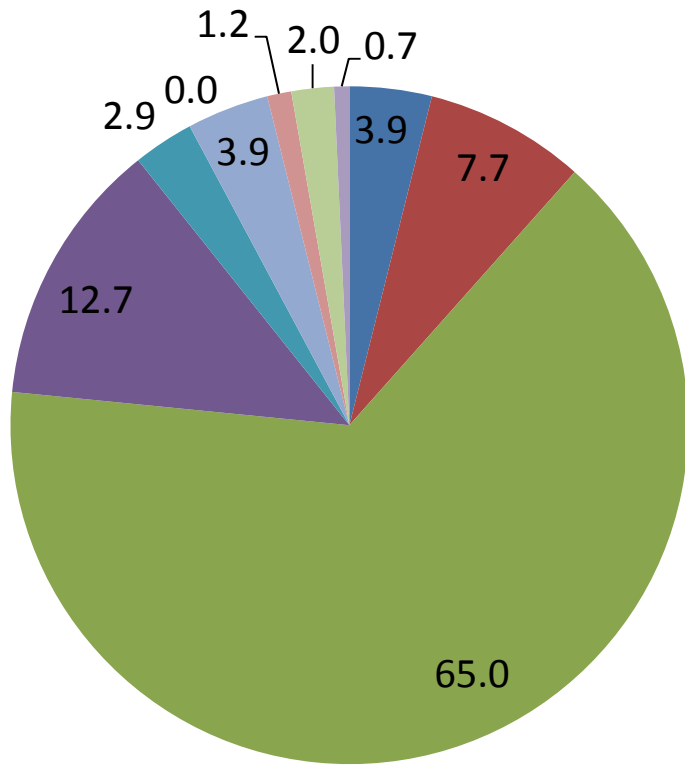
措置入院者の症状消退届の 記載に係る現状について

【実態把握の方法】

11自治体(5県、6政令市)を対象に、
平成27年4月以降の任意の1~12ヶ月間に受理した
症状消退届の記載内容を把握した。

(計691件、最小11件~最大221件/自治体)

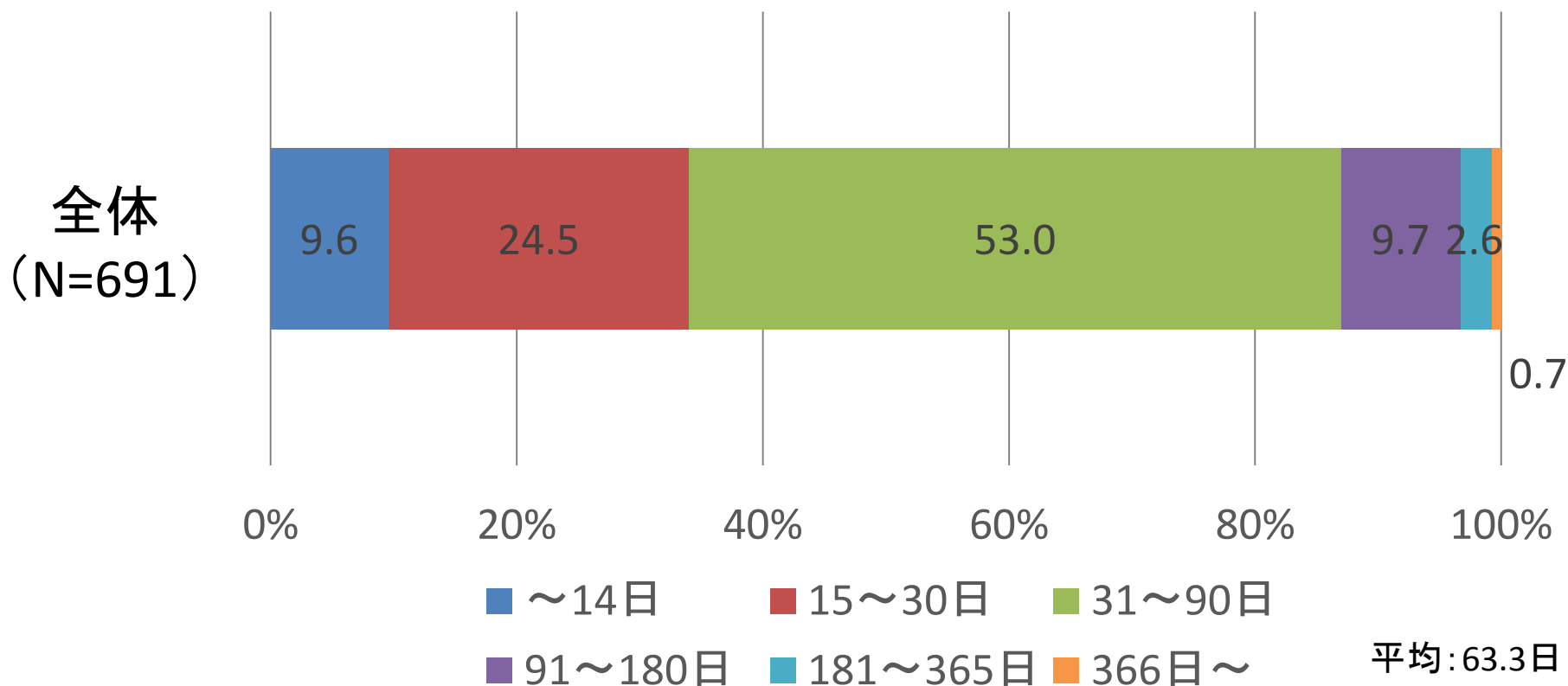
主たる精神障害



- F0
- F1
- F2
- F3
- F4
- F5
- F6
- F7
- F8
- F9

主たる精神障害	人数	%
F0 (症状性を含む器質性精神障害)	27	3.9
F1 (精神作用物質使用による精神および行動の障害)	53	7.7
F2 (統合失調症, 統合失調型障害および妄想性障害)	449	65
F3 (気分障害)	88	12.7
F4 (神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害)	20	2.9
F5 (生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群)	0	0
F6 (成人のパーソナリティおよび行動の障害)	27	3.9
F7 (精神遅滞[知的障害])	8	1.2
F8 (心理的発達の障害)	14	2.0
F9 (小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、特定不能の精神障害)	5	0.7
Total	691	100

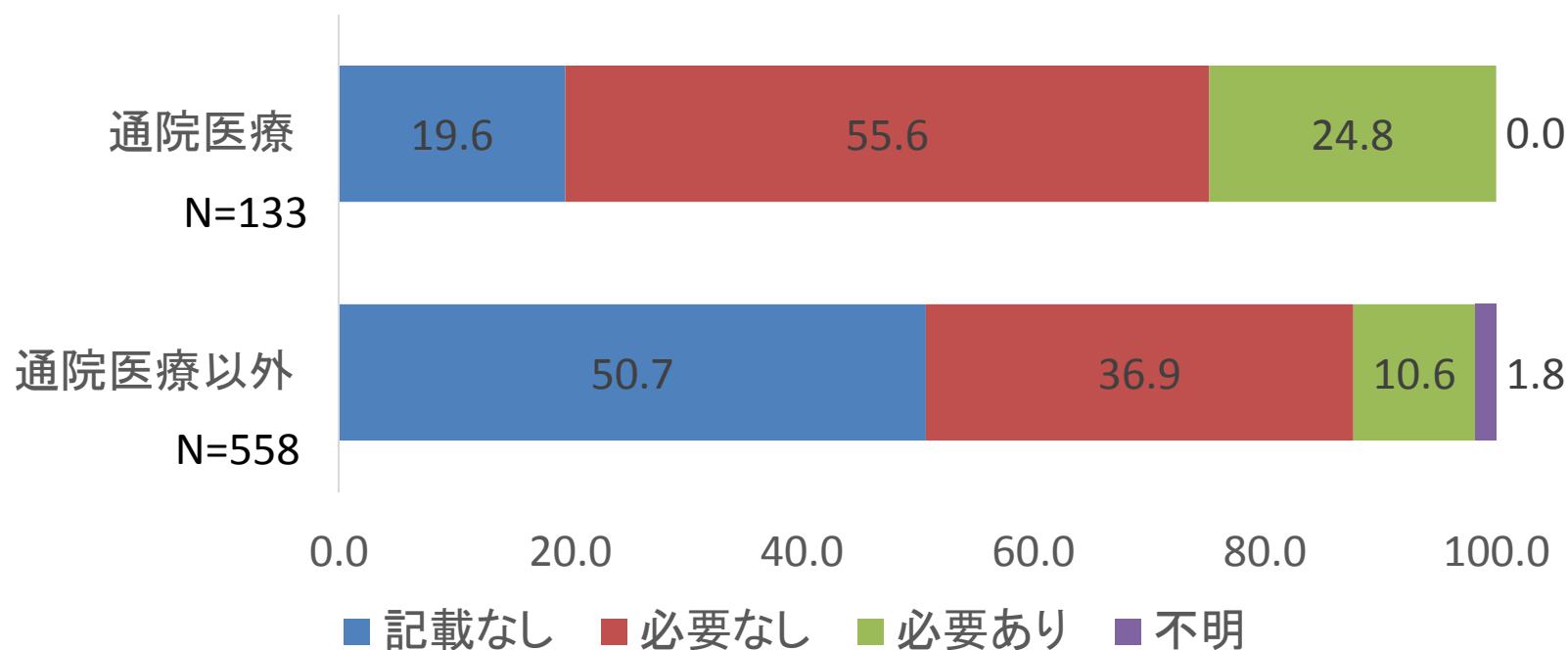
措置入院日から症状消退届提出までの期間 (全体)



※参考 措置入院患者の平均在院日数(推定) H16年:174.7日 H25年:87.5日

訪問指導等に関する意見の記載(全体)

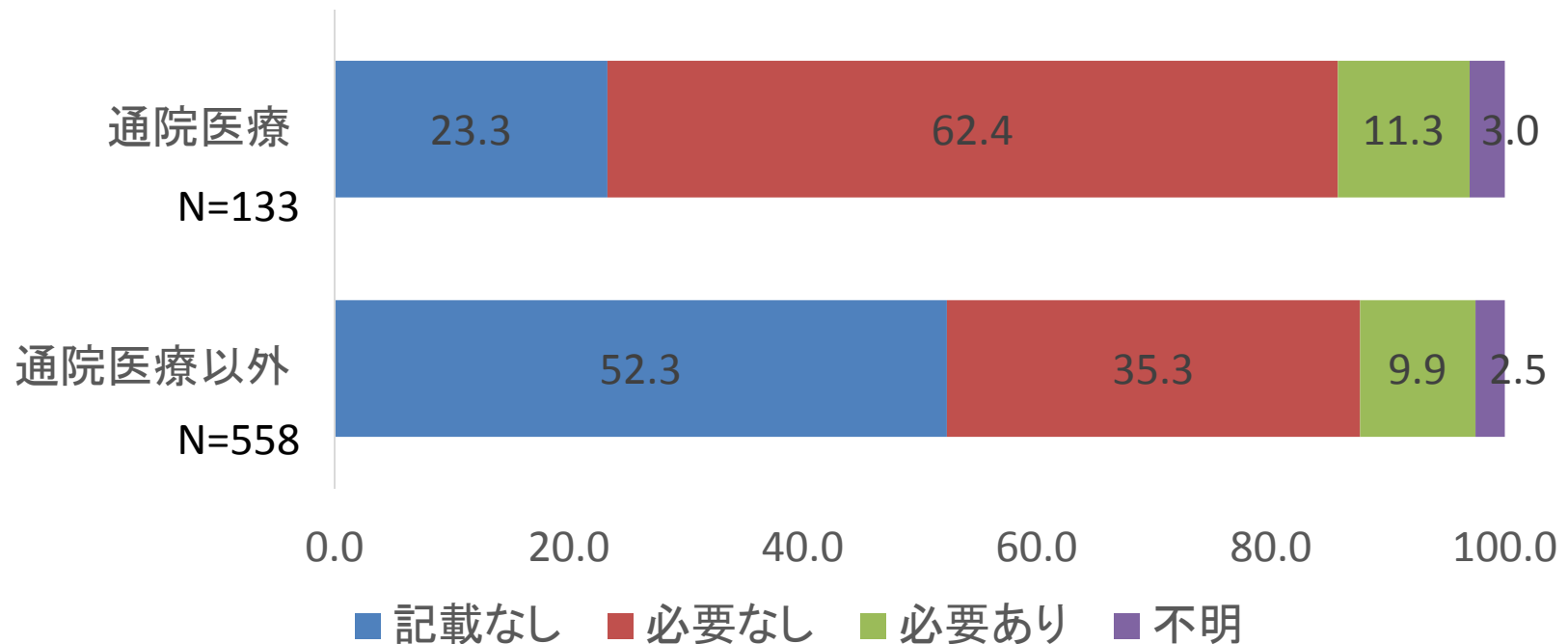
- 措置解除後に直接通院となるケースでは、全体の80%が意見を記載している。
- 措置解除後に直接通院となるケース以外(入院継続等)では、全体の48%が意見を記載している。



記載内容から訪問指導等が必要ないと判断できる場合は「必要なし」、
記載内容から訪問指導等が必要であると判断できる場合は「必要あり」と回答

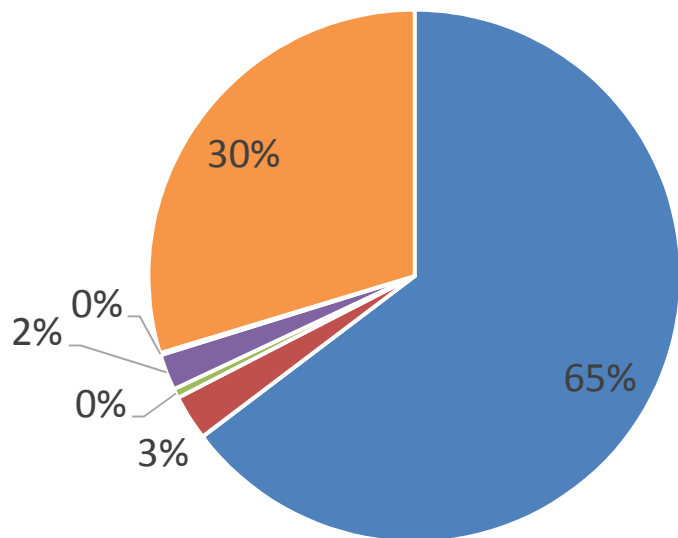
障害福祉サービス等の活用に関する意見の記載(全体)

- 措置解除後に直接通院となるケースでは、全体の74%が意見を記載している。
- 措置解除後に直接通院となるケース以外(入院継続等)では、全体の45%が意見を記載している。

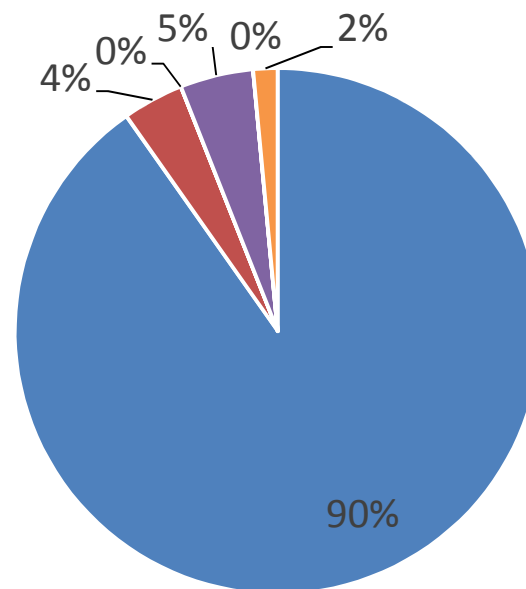


記載内容から障害福祉サービス等が必要ないと判断できる場合は「必要なし」、
記載内容から障害福祉サービス等が必要であると判断できる場合は「必要あり」と回答

措置解除後の住所変更



全体 (N=691)



措置解除後、直接通院群 (N=133)

- 変更なし
- 同一の保健所設置自治体(都道府県、政令市、中核市、特別区)への移動
- 異なる保健所設置自治体(都道府県、政令市、中核市、特別区)への移動
- 異なる都道府県への移動
- その他
- 不明

措置解除後の経過

措置解除後の経過	人数	%
入院継続	483	69.9
通院医療	133	19.2
転医	68	9.8
死亡	0	0.0
その他	7	1.0

転医 住居	人数	%
自宅(同居)	37	54.4
自宅(独居)	17	25.0
施設	1	1.5
その他	8	11.8
不明	5	7.4

転医 退院後帰宅先	人数	%
変更なし	52	76.5
同一の保健所設置自治体への移動	3	4.4
異なる保健所設置自治体への移動	2	2.9
異なる都道府県への移動	8	11.8
不明	3	4.4

入院継続内訳	人数	%
医療保護入院	344	71.2
任意入院	138	28.6
他科	1	0.2

通院医療 住居	人数	%
自宅(同居)	78	58.6
自宅(独居)	50	37.6
施設	1	0.8
その他	2	1.5
不明	2	1.5

通院医療 退院後帰宅先	人数	%
変更なし	120	90.2
同一の保健所設置自治体への移動	5	3.8
異なる保健所設置自治体への移動	0	0.0
異なる都道府県への移動	6	4.5
不明	2	1.5

